

資料研究

蒲江町の庄屋文書

一 猪ノ幸と丸市尾の西邊自家にあるもの

羽 茶 瓜

(その一)

態中齋候

一 未年普請諸事復目免可申候間其[中]に而正月五日より荒地田畑起可申候 荒地畚之竹者より日たなりと仕作可申事

一 井手普請正月五日急度可申事

一 面々家普請無油漸致有付の候に可仕事

家□□□□かゆかき仕の儀□□無用ニハ 於りかへ

ニ□々念を入□□□□し可申事

一 藤かきなどハ火用心悪敷の間 申遣可申事

一 前分走の百姓求有之首復目普免可申候間可罷[中]申

融係而よひし可申候

他所此用の参の百姓共有之首致馳走有付可申事

尚圍蓄礼左卫門[中]可申遣可也

慶長拾四 伊勢守 高政(花押)

十二月五日

源四郎へ

(その二)

猶以於其材他國之穿人共召置 田畠荒れ所起申諸事令馳走ニ付而為瘠美道候 以未迄ハ無油漸為扶助其方居屋敷方指出候ことと世立歩高八升永代指書ハシ

の条全可致辨領者也 可致馳走のい上

毛利伊勢守

高政(花押)

慶長十三申、候

十二月十三日

源四郎へ

(その三)

急度申遣候 其内申からの海にあらぬいしきもかえづく其外何に而も海草のなるい旅人に取て中間敷の 飯浦より仕候て取可申と申有候共とらせ候事堅無用候 其内申百粒其取候の旅人にうり候事ハ不苦候間いかほど取候てうらせ可申候 其内申の者より候而うり候へばすき比入左身にも成事候間 叔如此申遣候間堅可得其意者也

伊勢守

十二月五日

高政(黒印)

(註)

- ① (その二) の文書は蒲江町蒲江浦南端自正行氏の家にある。同家がこゝを普請荒れといふは浦江屋敷の部の家である。
- ② さりばた氏林野を伐り削りて焼畑にするもの、佐伯地方ではかたが(刈野の敷か)と稱するもの、焼いた後にひと敷を入れ、粟藪寺の稲敷をつくつた。
- ③ 井手浦増振候、初火届かぬらうであつたか、農瀬瀬の仕事をしすすめをしようである。
- ④ 井手普請は雨水路のよとに成る河川の増殖、正月二月はちやうど湯水期であるにて工事の適期。
- ⑤ かやかき日家のすちり入普請にてある、冬終に出せることと日一普請であるか、火事は日一普請にてよくない。
- ⑥ ぬりかへ、土癖をぬり癖のことか。

① 株、この字、辭書に見当らず、茶の葉に用いたモノか、或はは枝と読ませるか、
枝の枝茶を成つて作つた垣も、茶垣も似たような名まである。

② 州説ゆへず、禁止と意味するを葉である。

③ 百姓の百姓の復讐は復讐するの意、よこし云々は走り百姓は呼ぶ
返して来いとの達し。

④ 他國より領内に逃げて来たる百姓は優待して土地にあり、かく、うせよと
の達し。

⑤ 浦江浦、御手院大庄屋に属する猪半浦庄屋源四郎宛、
（その三）は同じ猪半、御手院家のもの、但しこれと全く同様の文書、御手院
國守大庄屋通朝宛に御事せしめられたという條で、九市尾村庄屋新左五
門宛イモカ、九市尾の社家極月清氏方にある。その方の免租の
は、一畝十六歩、高一十六寸」とあり、此をば「九市尾村」新左衛門
へ」となっている。

⑥ 字人、当時本國を日有れて諸國を流浪する人、浮浪人。必ずしも武士
と限らない。

⑦ 定地、居住している土地。

⑧ 條は、としいと訓する。午に同じ。

⑨ （その三）は海蒸採取権の保護政策と打出したもので、九市尾浦庄屋
ハナ許に保存、この文書には宛あがらない。九市尾、極月清氏所蔵、
多度日「きつ」と「読む、最重」という意味、尚（その二）條「おぞま
は「おぞく」と改め、とか、最重はとか、意味によく用いている。

⑩ すきは、はすきおいとよむ、生計、生活といったことば。

⑪ 慶長十七年（一六六一）壬子であらうか、普通この場合を壬子の方を用い
るもの、なせを使ったかと思ふ。

浦江浦庄屋文書の意義

私は本年三月「大分県地方史」第五十三号に「養賢公
毛利高政」と題し、その初代佐伯藩主として、治政に
いて小文を發表した。高政が鶴屋城を築き、同時に城下
町の経営に手をとめた直後、在（農山村）浦（漁村）に
対し、かなりきびしい政策を打ち出したことと、下野村
へ現在佐伯市鶴望地（大庄屋跡深矢家）へ当主佐賀貞雄氏
の文書を掲げて論究した。その時は浦江浦にこのような文書

屋文書があることを知らなかった。
去る十月、浦江浦の教育文化祭にこの文書が

御土産料として出陳されることになり、解説方の依頼を
受け、然し御覽の通り読めない箇所がいくつもあり、
甚だ不意なからばじめて見る史料として貴重だと思つた。

その日は、五月五日から早速浦江浦の水利の工事を進め
よとして積極的に関心、政治に具體的に関心することか、
あるが、領内の産業調査に意欲をもめしていることか、
ある。

第二の文書は、猪半及び九市尾浦の庄屋が諸國流浪
の字人を迎えて開墾作業に従事させたことに對する賞詞
で、庄屋敷の年貢永代免除を沙汰している。従つて國土開
発に積極的に関心してゐたことが伺える。

第三の文書は、あるめじき、などの海章を漁民、百姓
のものとして保証し、その利権を他領のものに譲つては
ならないとして、佐伯藩の政治が高政入部以来僅か
十年にして、浦江浦の浦江の果まで行き届つてゐることを
示すものである。

以上この三種の庄屋文書は、或はこれまで誰かによつ
て紹介されてゐるかも知れない、本来これら三つの文書は、
領内すべてに大庄屋、庄屋に遍達されたものである。

佐伯領内凡ての在、浦江に全部では何十通もあつたはず、
そしてこれらは藩府からの公式の通達文書であるので、粗
略には扱わなかつた筈である。だからこのような文書は
また、旧家の篋底ふかく残つてゐると思ふ。それを引
き出すことは私共の一つの仕事である。

それはそれとして、おかしな佐伯藩の藩政の基礎は、この
ように潮騒の高低十九浦の果までに行き届き、二百
七十年の治政がゆるぎなく進められたのである。

（終）